

日本の締結が待たれる バラスト水規制管理条約

船舶を安定させるために用いられているバラスト水に含まれる水生生物（プランクトンや細菌など）が本来の生息地以外で放出されることにより引き起こされる生態系の破壊や人の健康被害が、1980年代末から顕在化した。それらの防止のため2004年2月に国際海事機関（IMO）においてバラスト水規制管理条約が採択された（本誌2003年8月号、2014年4月号）。

この条約は、①基準値を超えるバラスト水の排出の禁止、処理装置の設置②船舶ごとに、バラスト水管理計画の作成・実施、バラスト水記録簿の常備③旗国による、船舶の定期的検査、国際証書の発給④寄港国による、国際証書・記録簿の確認、バラスト水の分析、違反船舶の抑留などを定めている。

その発効は、世界の商船船腹量の35%以上を代表する30カ国以上の締結の日から1年後である。2014年2月の時点で、商船船腹量の30.38%、38カ国に達しており、2015年には発効する見込みである。もし、それまでに日本が締結していない場合、日本の船舶は、条約上の国際証書の発給を受けられず、他の締約国の港で抑留されるおそれがある。

そのため、日本政府は、処理装置の設置期限に留保を付して締結手続きを進めることを2014年3月に閣議決定し、国会承認も得た。併せて、その国内実施のために、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正法案も2月に閣議決定して国会に提出し、成立を得た。

その改正法は、基準値以上の水中生物を含むバラスト水を未処理のまま排出することを禁止している。次に、船舶所有者には、処理装置の設置、管理者の選任、手引書の作成および備置きを義務付けている。ただし、処理装置の設置は、新造船は条約発効後であるが、現存船には、条約発効後の5年ごとの定期検査までの猶予が認められている。また、船長に対しては、記録簿の備付けが義務付けられている。そのほか、船舶検査の実施、国際証書の交付、また、外国船舶への立入検査と違反船舶の抑留なども定められている。



地球・人間環境フォーラム 2013年度事業・決算報告

昨年4月に一般財団法人に移行し、初めての決算を迎えました。理事会・評議員会は6月5日に開催、2013年度事業報告・決算報告が原案通り承認されました。

調査研究事業としては、気候変動による影響及び適応策に係る調査検討等業務、赤城大沼採水業務など新規事業14件を含む計50件を実施しました。また、普及啓発事業としては、グローバルネットの発行のほか、環境コミュニケーション大賞の実施、違法伐採キャンペーンなどを行いました。

2013年度収支決算書（単位：円）
（2013年4月1日～2014年3月31日）

科目	決算額
I. 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
①基本財産運用収入	11,762,689
②会費収入	3,550,000
③事業収入	282,954,436
④寄付金等収入	4,245,201
⑤雑収入	717,659
事業活動収入計	303,229,985
2. 事業活動支出	
①事業費支出	283,613,447
事業人件費	135,821,313
調査研究事業費	115,627,370
内外研究交流助成費	0
普及啓発事業費	32,164,764
②管理費支出	24,447,602
人件費	13,063,853
事務費	11,383,749
事業活動支出計	308,061,049
事業活動収支差額	- 4,831,064
II. 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
①退職給付引当金取崩収入	0
②保証金戻り収入	0
投資活動収入計	0
2. 投資活動支出	
①特定資産取得支出	516,600
役員退職給付引当金取得支出	516,600
②固定資産取得支出	1,530,900
リース資産減価償却等支出	1,530,900
③敷金・保証金支出	0
投資活動支出計	2,047,500
投資活動収支差額	- 2,047,500
III. 財産活動収支の部	
1. 財産活動収入	0
2. 財産活動支出	0
財産活動収支差額	0
当期収支差額	- 6,878,564